

令和4年9月28日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

## 防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

## 目 次

### <防災部>

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組 .....	1
---------------------------	---

### <くらし安全部>

II 地域防犯カメラ設置事業及び迷惑電話防止機能を有する機器の 普及事業の取組状況 .....	3
III 犯罪被害者支援等の取組 .....	5
IV 消費生活に係る取組状況等 .....	7

### 参考資料1 オミクロン株B A. 5 への対策について

(8月2日開催 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料)

### 参考資料2 かながわB A. 5 対策強化宣言について

(9月21日開催 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料)

### 参考資料3 令和3年度 神奈川県内における消費生活相談概要

## I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の取組方針のとりまとめなどを行った。令和4年7月12日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

### 1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
7月13日	病床確保フェーズ・レベルの引き上げについて（書面開催） 一般検査事業（無料検査事業）の再開について（書面開催）
7月26日	病床確保フェーズの引き上げについて（書面開催）
7月27日	現在の感染状況を踏まえた対応について
8月2日	オミクロン株B A. 5への対策について
8月26日	「B A. 5対策強化宣言」を踏まえた県の取組について 発生届の限定（緊急避難措置）への対応について
9月9日	神奈川県対処方針の変更について（書面開催） かながわB A. 5対策強化宣言の変更について（書面開催） 病床確保フェーズの引き下げについて（書面開催）
9月21日	かながわB A. 5対策強化宣言について 全数届出の見直しへの対応について

### 2 かながわB A. 5対策強化宣言等による対応

国が新たに創設した「B A. 5対策強化地域」として、県民や事業者に改めて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）に基づく基本的感染防止対策の徹底の要請などを呼びかけるため、8月2日に「かながわB A. 5対策強化宣言」を行った。

なお、宣言については、新規感染者数が減少傾向となり、宣言の要件である病床使用率が50%超を下回ったことから、9月25日で終了した。

宣言終了後も、感染再拡大への警戒が必要なことから、「令和4年9月26日以降の県の取組について」に基づき、県民や事業者に対して、引き続き基本的感染防止対策の徹底を呼びかけている。

#### (1) 「かながわB A. 5対策強化宣言」宣言の主な内容

##### ア 適用期間

令和4年8月2日（火）から9月25日（日）

## イ 県民に対して

- ・ M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の再徹底を要請  
(法第24条第9項)
- ・ 重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底を要請  
(法第24条第9項)

## ウ 飲食店等に対して

- ・ 飲食店等での換気とマスクの適切な着用・マスク飲食など感染防止対策の強化を要請 (法第24条第9項)
- ・ 大規模集客施設等での感染対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

## エ イベントの開催制限

イベントの開催にあたっては、主催者等に対して以下のとおり要請  
(法第24条第9項)

大声 ※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下 の施設	5,000人超～ 10,000人以下 の施設	10,000人超の 施設
有	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
無 ※2	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員 まで可	5,000人まで可	収容定員の 半分まで可
	安全計画策定		収容定員まで可	

※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」

※2 令和4年9月9日より、同一イベントにおいて、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ「50%（大声あり）」「100%（大声なし）」とする。（緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の場合に限る。）

## Ⅱ 地域防犯カメラ設置事業及び迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業の取組状況

県では、安全・安心まちづくりの取組として、防犯カメラ設置と迷惑電話防止機能を有する機器の普及を図るための補助事業を実施している。

### 1 地域防犯カメラ設置事業（地域防犯力強化支援事業）

#### (1) 概要

地域防犯力の強化を目的として、自治会等による防犯カメラの設置を支援する市町村に対して、県が補助を行う。平成28年度から令和元年度までの4年間の計画で同事業を開始したが、市町村や自治会等からの要望を受け、令和4年度まで事業期間を延長した。令和3年度までの6年間で計1,623台の補助を実施しており、令和4年度の補助予定台数は250台

設置者	補助率	補助上限額
民間団体（自治会等）	設置費の1／2	1台当たり4万円

#### (2) 今年度の取組状況（令和4年8月31日現在）

- ・申請市町村数 11市
- ・申請台数 272台

#### (3) 今後の取組

今年度の支援予定250台について、より効果的な場所への設置となるように申請市町等との調整を図る。来年度以降は、防犯カメラの設置を市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューに追加し、継続的な支援を行うことを検討している。

### 2 迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業（特殊詐欺被害防止対策事業）

#### (1) 概要

特殊詐欺被害防止対策として、令和2年度から4年度までの3年間、迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業に取り組む市町村に対し、県が補助を行う。令和3年度までの2年間で計7,292台の補助を実施しており、令和4年度の補助予定台数は6,553台

補助対象者	補助率	補助上限額
原則70歳以上	機器購入費の1 / 3	1台当たり3,000円

(2) **今年度の取組状況（令和4年8月31日現在）**

- ・申請市町村数 22市町村
- ・申請台数 4,938台

(3) **今後の取組**

迷惑電話防止機能を有する機器の補助事業は、令和4年度が最終年度であることから、予定している台数を補助できるよう、引き続き、県警察等と連携し、市町村への支援に努める。

また、迷惑電話防止機能を有する機器の設置をはじめとする特殊詐欺の防止に向けた取組が進むよう、引き続き普及啓発活動を推進していく。

### Ⅲ 犯罪被害者支援等の取組

県では、「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）」を設置し、性犯罪・性暴力被害者への支援を行っている。

#### 1 「かならいん」における証拠採取等に係る取組

性被害の届出を躊躇する被害者の心身の負担を軽減しつつ、被害の潜在化防止を図るため、「かならいん」において証拠採取等※に取り組む準備を進めている。

※ 証拠採取等 加害者由来のDNA等が含まれ、証拠となる可能性のある体液等を、後に被害者が届出の決意をした場合に備え、予め、医療機関で被害者から採取し、保管しておく仕組

##### (1) 取組状況

- ・ 令和4年3月30日、証拠採取等に協力いただける病院と、県、県警察、県産科婦人科医会の4者で、証拠採取等に係る連携・協力に関する協定を締結した。
- ・ 県では、関係機関の協力を得て、必要な設備や人員体制、手順等の検討、SANE（セイン：性暴力被害者支援看護職）の養成、必要物品の整備、実際の業務を想定した研修など、実施に向けた準備を進めている。

##### (2) 証拠採取等の開始等

令和4年10月から証拠採取等に係る取組を開始する。

なお、病院における新型コロナウイルスへの対応状況を踏まえ、当面は、平日の日中での対応とし、病院の体制が整い次第、夜間休日を含む24時間対応に移行する。

#### 2 AV出演被害防止・救済法に係る取組

令和4年4月1日の成年年齢引下げを契機とし、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV出演被害防止・救済法）が、議員立法により令和4年6月15日に成立、一部の規定を除き、同月23日から施行された。

##### (1) 法の概要

AV出演被害の問題は、被害者の心身や私生活に生涯にわたって悪影響を与える重大な人権侵害であるため、年齢・性別を問わず、AV出演被害を防ぎ、被害者を救済することを目的とする。

AV出演契約に瑕疵がなくとも公表後一定期間の無条件解除を認めるなどの出演者の権利に加え、AV制作公表者の義務、国や自治体における相談体制の整備義務等が規定されている。

## (2) 本県における対応

AV出演被害に関する一義的な相談窓口は、各都道府県等の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが担うこととなったため、本県では「かならいん」で対応する。

また、相談内容に応じて、県弁護士会や日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）などの関係機関、市町村、庁内関係部局につなげる。

## IV 消費生活に係る取組状況等

県では、消費生活に関する相談、消費者保護に係る事業者の指導・処分、消費者被害未然防止のための啓発などに取り組んでいる。

### 1 令和3年度 県内における消費生活相談概要

県内の消費生活相談窓口で受け付けた、令和3年度の相談総件数（「苦情」と「問合せ」の合計）は59,767件で、前年度と比べ10.4%減少した。

また、相談総件数のうち、「苦情」は55,229件で、前年度と比べ10.6%減少した。SNSをきっかけとした消費者トラブルに関する苦情相談件数は、3,553件で、前年度と比べ約1.2倍と過去最多の件数となった。

### 2 成年年齢引下げに関する取組

#### (1) 成年年齢引下げ前

平成30年の民法改正後、昨年度までに実施した主な啓発は次のとおり

- ・消費者教育推進フォーラムの開催
- ・啓発チラシ、ポスターの配布
- ・若者及び保護者向け啓発動画の制作・発信、ウェブサイト開設

#### (2) 成年年齢引下げ後

令和4年度に実施（予定）している啓発は次のとおり

- ・高校生向け啓発グッズ（クリアフォルダ）の配布（7月）
- ・保護者向け啓発動画の発信（7～9月）
- ・保護者向け啓発プロモーション（10～3月）
- ・大学生等向け啓発グッズの配布（2月）

### 3 靈感商法に関する対応状況

#### (1) 国の動き

8月15日に『「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議』が設置され、「相談集中強化期間」として、9月5日から同月30日までの間、合同電話相談窓口が開設されている。消費者トラブルの解決を求める相談は「消費者ホットライン188（いやや）」で対応する。

また、消費者庁では、8月26日に有識者を構成員とする「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」が設置されている。

#### (2) 本県の対応

「188（いやや）」に寄せられた相談は、県内の消費生活相談窓口で対応するほか、9月5日から、靈感商法・開運商法に関する相談事例等を県のホームページに掲載し、注意喚起を行っている。